



発行 東京都

目次

38

訓令（教）

- 東京都教育委員会事案決定規程の一部改正……………一
- 東京都教育委員会デジタルサービス開発・運用規程の一部改正……………一
- 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正……………一
- 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正……………二
- 東京都立学校の経営企画室に関する規程の一部改正……………三
- 通勤手当支給規程の一部改正……………三

告示（教）

- 東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準（昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号）の一部改正……………五

訓令（教）

●東京都教育委員会訓令第十七号

教 育 庁

東京都教育委員会事案決定規程（昭和四十七年東京都教育委員会訓令甲第五号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

第十条第三項本文及び第十四条中「課長（）」の下に「専門課長、」を加える。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十八号

教 育 庁

教 育 事 務 所

教 育 庁 出 張 所

事 業 所

都 立 高 等 学 校

都 立 中 等 教 育 学 校

都 立 特 別 支 援 学 校

都 立 中 学 校

都 立 小 学 校

東京都教育委員会訓令

東京都教育委員会デジタルサービス開発・運用規程（令和五年東京都教育委員会訓令第七号）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

第五条第二項中「総務部」を「企画部」に改める。

第九条第二項、第十三条、第十六条、第十九条、第二十三条から第二十五条まで、第二十八条第二項及び第二十九条から第三十二条までの規定中「デジタル推進担当部長」を「構造改革・DX担当部長」に改める。

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第十九号

教 育 庁

教 育 事 務 所

東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程（昭和六十二年東京都教育委員会訓令）

令第八号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

第三条第一項中「特地手当の基礎額」を「給料及び扶養手当の月額合計額(第五条において「合計額」という。)」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(準ずる手当の月額)

第五条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地公署に勤務することとなつた日

(以下「異動等の日」という。)から起算して三年に達する日までの間は、合計額に

百分の六を乗じて得た額とする。ただし、条例第十三条の三第二項に規定する東京都

教育委員会が特に必要と認める職員に支給する場合にあつては、異動等の日から起算

して三年に達した日後は、合計額に別表第二の上欄に掲げる異動等の日から起算した

期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

第六条を削り、第七条中「、第四条の規定による地域手当の月額に相当する額」を削

り、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条中「教育長」を「東京都教育委員

会教育長」に改め、同条を第八条とする。

附則第二項から第五項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

別表第一中「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の十九」を「百分の十六」に、

「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

別表第二を削る。

別表第三中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第二とする。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

(東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正の廃止)

2 東京都教育委員会職員の特地勤務手当等支給規程の一部改正(令和七年東京都教育

委員会訓令第七号)は、廃止する。

●東京都教育委員会訓令第二十号

都立大島高等学校

都立三宅高等学校

都立八丈高等学校

都立小笠原高等学校

都立新島高等学校

都立神津高等学校

都立大島海洋国際高等学校

都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程(昭和六十二年東京都教育委員会訓

令第九号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

第三条第一項中「特地手当の基礎額」を「給料及び扶養手当の月額合計額(第五条

において「合計額」という。)」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第四条を削り、第五条を第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(準ずる手当の月額)

第五条 準ずる手当の月額は、異動又は採用により特地学校に勤務することとなつた日

(以下「異動等の日」という。)から起算して三年に達する日までの間は、合計額に

百分の六を乗じて得た額とする。ただし、条例第十三条の三第二項に規定する東京都

教育委員会が特に必要と認める職員に支給する場合にあつては、異動等の日から起算

して三年に達した日後は、合計額に別表第二の上欄に掲げる異動等の日から起算した

期間の区分に対応する同表の下欄に定める支給割合を乗じて得た額とする。

第六条を削り、第七条中「、第四条の規定による地域手当の月額に相当する額」を削

り、同条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条中「教育長」を「東京都教育委員

会教育長」に改め、同条を第八条とする。

附則第三項から第六項までを削る。

別表第一中「百分の十五」を「百分の十二」に、「百分の十九」を「百分の十六」に、

「百分の二十三」を「百分の二十」に改める。

別表第二を削る。
別表第三中「第六条」を「第五条」に改め、同表を別表第二とする。

附則

(施行期日)

- この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
(都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正の廃止)
- 都立学校職員の特地勤務手当等支給に関する規程の一部改正(令和七年東京都教育委員会訓令第八号)は、廃止する。

●東京都教育委員会訓令第二十一号

都立高等学校
都立中等教育学校
都立特別支援学校
都立中学校
都立小学校

東京都教育委員会

東京都立学校の経営企画室に関する規程(昭和六十一年東京都教育委員会訓令第十号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

第三条を次のように改める。

第三条 削除

別表を削る。

附則

この訓令は、令和八年四月一日から施行する。

●東京都教育委員会訓令第二十二号

教育庁
教育事業所

教育庁出張所
事業所
都立高等学校
公立中等教育学校
公立特別支援学校
公立中学校
公立小学校
公立義務教育学校
公立共同調理場

通勤手当支給規程(昭和三十三年東京都教育委員会訓令甲第七号)の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

第一条中「第十二条第八項」を「第十二条第九項」に、「第十四条第八項」を「第十四条第九項」に改める。

第三条第一項第二号中「前号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二 給与条例第十二条第六項又は学校職員の給与条例第十四条第六項に規定する駐車場等(以下「駐車場等」という。)の利用の開始、変更又は終了により、通勤のために負担する駐車場等の料金に変更があつた場合

第六条第一項中「職員が離職し」を「職員が離職(職員が離職の日又はその翌日(当該翌日が東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)第一条第一項に規定する東京都の休日)に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い東京都の休日でない日を含む。))に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。))をし」に改める。

第八条第二項中「第十二条第七項」を「第十二条第八項」に、「第十四条第七項」を「第十四条第八項」に改める。
第九条第三項中「第十六条第三号」を「第二十条第三号」に改める。

第十条第一項中「第十六条第三号」を「第二十条第三号」に、「第十八条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第十六条第四号」を「第二十条第四号」に、「第十八条」を「第二十二条」に改める。

第十一条中「第二十条」を「第二十四条」に、「第十八条」を「第二十二条」に改める。

別記様式(表中)

運賃 改定	(・・改定)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(・・改定)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(・・改定)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

を

運賃 改定	(・・改定)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(・・改定)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	(・・改定)	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
駐車場等	所在地										
	利用形態										
料	金	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

に

改め、同様式(表記入上の注意中8を9とし、7を8とし、6の次に次のように加える。

7 「駐車場等」の「所在地」欄には、通勤に利用する駐車場等の所在地(○市○町○丁目○番○号等)を記入すること。

「駐車場等」の「利用形態」欄には、一月払、複数月払(○箇月)、一回払、回数券(○枚綴り○円)等の別を記入すること。

「駐車場等」の「料金」欄には、実際に負担する額(駐車都度その料金を支払う場合は、1回の利用額)を記入すること。

別記様式(表中)

運賃等 改定	1箇月の回数券等の額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1箇月の定期券額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3箇月の定期券額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定期券類	6箇月の定期券額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

を

運賃等 改定	1箇月の回数券等の額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1箇月の定期券額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	3箇月の定期券額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
定期券類	6箇月の定期券額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額(上限3,000円)		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

に

改める。

附則

- この訓令は、令和八年四月一日から施行する。
- この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)前から駐車場等(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第百三十二号)第二条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十六年東京都条例第七十五号)(以下「改正後の給与条例」という。))第十二条第六項又は学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(令和七年東京都条例第百四十五号)第三条の規定による改正後の学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年東京都条例第六十八号)(以下「改正後の学校職員の給与条例」という。))第十四条第六項に規定する「駐車場等」をいう。)を利用してゐる職員であつて、引き続き当該駐車場等を利用することにより施行日において改正後の給与条例第十二条第六項又は改正後の学校職員の給与条例第十四条第六項の職員たる要件を具備するに至つた者は、この訓令による改正後の通勤手当支給規程第三条の規定の例により、その実情を届け出なければならぬ。
- この訓令の施行の際、この訓令による改正前の通勤手当支給規程別記様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十二号

昭和四十五年東京都教育委員会告示第十三号（東京都公立小学校、中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程の学級編制基準）の一部を次のように改正する。

令和八年三月三十一日

東京都教育委員会

表中学校の項中「四十人」を「三十五人（第二学年及び第三学年の生徒で編制する学級にあつては、四十人）」に改め、同表中備考一を削り、備考二を備考とする。

附則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む) 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山一丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
 113-0001

